

\*\*\*\*\*

今月のテーマ **平成23年税制改正大綱**

平成23年度税制改正大綱が平成22年12月16日に決定されました。まだ法案ではありますが、毎年この税制改正大綱の内容が大きく変更されずに法律になっていることから、今年も以下の改正内容のとおり税制が改正されると考えられます。(なおすべての改正項目を記載しているわけではなく、また国税についての改正事項の記載のみとなっています。)

**1. 法人・個人共通の改正事項**

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
国税 通則法	税務調査の 書面化	—	税務調査の開始時に原則として文書通知を行う	なし	平成24年1月1日以後の調査
		—	税務調査の終了時点においても、調査結果などの内容を記した文書を交付	なし	
	更正の請求 期限の延長	有利	5年(贈与税は6年、法人税の繰越欠損金は9年)	1年	平成23年4月1日以降に申告期限が到来する 国税
	増額更正期間の延長	不利	5年	3年	

**2. 個人の改正事項**

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税	給与所得控除	不利	給与の収入金額が1,500万円超の給与所得控除額は245万円が限度	上限なし  ※1,000万円超の給与収入金額の場合の給与所得控除額 給与収入金額×5%+170万円	平成24年分以後の所得税
	役員給与等に係る給与所得控除額	不利	役員給与等に係る給与所得控除額は、その収入金額が以下の区分に応じて、それぞれに掲げる金額となる  ◆2,000万円超2,500万円以下 245万円から収入金額のうち2,000万円を超える部分の金額の12%を控除  ◆2,500万円超3,500万円以下 185万円  ◆3,500万円超4,000万円以下 185万円から収入金額のうち3,500万円を超える部分の金額の12%を控除  ◆4,000万円超 125万円		
	特定支出の範囲	有利	次に掲げる支出を追加 ④職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費  ⑥職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の費用、職務に通常必要な交際費及び職業上の団体の経費(これらの合計額は65万円まで)	①通勤のための支出 ②転勤に伴う転居のための支出(旅費、宿泊費、引越代) ③職務上直接必要な研修のための支出 ④職務遂行に直接必要な資格取得のための支出(弁護士、税理士等の特定の資格取得のための支出を除く) ⑤配偶者と別居を伴う単身赴任者の勤務地と自宅の間の往復旅費のための支出	

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期																																
所得税	特定支出控除	不利	<p>特定支出の合計額が以下の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額を超える場合には、その超える金額を給与所得控除額に加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆給与の収入金額が1,500万円以下 その給与所得控除額の2分の1の金額</li> <li>◆給与の収入金額が1,500万円超 125万円</li> </ul>	特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合には、その超える金額を給与所得控除額に加算する	平成24年分以後の所得税																																
	役員退職手当の課税方法	不利	役員等の勤続年数が5年以下の者については、2分の1をしない	(退職手当の金額－退職所得控除額)×1/2																																	
	成年扶養控除	不利	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定成年扶養親族(年齢65歳～69歳、又は障害者、要介護・要支援認定者など)1人につき38万円の控除</li> <li>◆特定成年扶養親族以外の成年扶養親族(年齢23歳～64歳)の場合には、1人につき以下の金額を控除 38万円－扶養者の合計所得金額が400万円を超えた部分の金額×38%</li> </ul>	扶養親族(年齢16歳～69歳)1人につき38万円の控除 ※特定扶養控除(年齢19歳～22歳)は63万円、老人扶養親族(年齢70歳～)は48万円																																	
	先物取引に係る損失の繰越控除等の範囲	有利	左の①～③の対象外であった店頭FX、店頭先物などの店頭商品についても雑所得(申告分離)や3年間の繰越控除が可能となった	①商品先物取引の決済 ②金融商品先物取引等の決済(くりっく365などのFX) ③上場カバードワラントの差金等決済																																	
	大口株主等の配当の特例	不利	上場株式等の配当について、所有割合3%以上である大口株主は20%課税	上場株式等の配当について、所有割合5%以上である大口株主は20%課税																																	
	バリアフリー工事をした場合の特別控除	不利	所得控除額＝実際にかかったバリアフリー改修工事費用×10% (15万円が限度)	所得控除額＝実際にかかったバリアフリー改修工事費用×10% (20万円が限度)																																	
	電子証明書等特別控除	不利	平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円	5,000円																																	
	年金所得者の確定申告不要制度	有利	公的年金の収入金額が400万円以下、かつ、その年金以外の他の所得金額が20万円以下 → 確定申告は不要	なし																																	
相続税	基礎控除	不利	3,000万円+600万円×法定相続人の数	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	平成23年4月1日以後の相続・遺贈																																
	生命保険金に係る非課税限度額	不利	500万円×法定相続人の数(未成年者、障害者、相続開始時に被相続人と生計を一にしていた者に限る)	500万円×法定相続人の数																																	
	税率構造	不利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>2億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>6億円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6億円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額		税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	2億円以下	40%	3億円以下	45%	6億円以下	50%	6億円超	55%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円超</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	3億円以下	40%	3億円超	50%
	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																			
1,000万円以下	10%																																				
3,000万円以下	15%																																				
5,000万円以下	20%																																				
1億円以下	30%																																				
2億円以下	40%																																				
3億円以下	45%																																				
6億円以下	50%																																				
6億円超	55%																																				
法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																				
1,000万円以下	10%																																				
3,000万円以下	15%																																				
5,000万円以下	20%																																				
1億円以下	30%																																				
3億円以下	40%																																				
3億円超	50%																																				
未成年者控除	有利	(20歳－相続開始時の年齢)×10万円	(20歳－相続開始時の年齢)×6万円																																		
障害者控除	有利	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×10万円</li> <li>◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×20万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×6万円</li> <li>◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×12万円</li> </ul>																																		

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期																																
贈与税	税率構造	有利	①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>4,500万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>4,500万円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	400万円以下	15%	600万円以下	20%	1,000万円以下	30%	1,500万円以下	40%	3,000万円以下	45%	4,500万円以下	50%	4,500万円超	55%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,000万円超</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,000万円超	50%	平成23年1月1日以後の贈与
			基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																	
200万円以下	10%																																				
400万円以下	15%																																				
600万円以下	20%																																				
1,000万円以下	30%																																				
1,500万円以下	40%																																				
3,000万円以下	45%																																				
4,500万円以下	50%																																				
4,500万円超	55%																																				
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																				
200万円以下	10%																																				
300万円以下	15%																																				
400万円以下	20%																																				
600万円以下	30%																																				
1,000万円以下	40%																																				
1,000万円超	50%																																				
②上記以外の贈与税 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>3,000万円超</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,500万円以下	45%	3,000万円以下	50%	3,000万円超	55%																			
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																				
200万円以下	10%																																				
300万円以下	15%																																				
400万円以下	20%																																				
600万円以下	30%																																				
1,000万円以下	40%																																				
1,500万円以下	45%																																				
3,000万円以下	50%																																				
3,000万円超	55%																																				
	相続時精算課税制度の適用要件	有利	受贈者＝20歳以上である推定相続人・孫 贈与者＝年齢60歳以上	受贈者＝20歳以上である推定相続人のみ 贈与者＝年齢65歳以上																																	
	住宅取得資金等の贈与の特例の住宅取得資金の範囲	有利	住宅取得資金の贈与の範囲に以下の資金を追加  住宅の新築等に先行してその敷地にする土地の取得に係る資金の贈与(非課税限度額は1,000万円)	受贈者が自己の居住の用に供する一定の家屋を新築・取得・増改築等の対価に充てるための資金の贈与(家屋の新築・取得・増改築等と同時に行うその家屋の敷地に供される土地・借地権等の取得も含む。)	平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得資金																																

### 3. 法人の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
法人税	税率	有利	普通法人 25.5% (中小法人の年800万円以下の部分15%)	普通法人 30% (中小法人の年800万円以下の部分18%)	平成23年4月1日以後開始事業年度
	定率法の償却率	不利	定率法の償却率＝定額法の償却率の200% ※ただし、経過措置が設けられる	定率法の償却率＝定額法の償却率の250%	平成23年4月1日以後に取得する減価償却資
	欠損金等の繰越控除金額	不利	中小法人等以外の法人 所得金額×80%＝欠損金等の金額	すべての法人 所得金額＝欠損金等の金額	平成23年4月1日以後開始事業年度
	繰越欠損金等の控除期間	有利	繰越控除期間＝9年	繰越控除期間＝7年	平成23年4月1日以後開始事業年度
	一般寄付金の損金限度	不利	(資本金等の額×0.25%＋所得金額×2.5%)×1/4	(資本金等の額×0.25%＋所得金額×2.5%)×1/2	平成23年度より
	貸倒引当金制度の適用	不利	銀行・保険会社や中小法人に限定 ※上記以外の法人には経過措置あり	すべての法人	平成23年度より
	貸倒引当金の割増率	不利	112%(公益法人等・協同組合等のみ)	116%(公益法人等・協同組合等のみ)	平成23年度より
	グループ法人税制の中小企業特例の不適用範囲等	不利	左の不適用一覧に以下のものを追加  ⑥欠損金等の繰越控除の使用制限の不適用 ⑦貸倒引当金の損金算入限度額	資本金5億円以上の大企業と完全支配関係のある法人は以下の特例の適用はない ①中小法人の軽減税率 ②留保金課税制度の不適用措置 ③中小企業の貸倒引当金の法定繰入率 ④交際費等の損金不算入の定額控除 ⑤欠損金の繰戻還付制度	平成23年度より

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期																				
法人税	グループ法人税制における完全子会社の評価損	不利	完全支配関係のある子会社株式の評価損については、以下の場合、損金に算入されない ①清算中の場合 ②解散が見込まれる場合 ③適格合併による解散が見込まれる場合	完全支配関係のある子会社株式の評価損については、解散の場合損金に算入されない	平成23年4月1日以後の評価換え等																				
	棚卸資産の評価方法の低価法	不利	切放し低価法を廃止	①洗替え低価法 ②切放し低価法	平成23年4月1日以後開始事業年度																				
	雇用促進税制	有利	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業者等</td> <td>左以外の法人</td> </tr> <tr> <td>対象法人</td> <td colspan="2">青色申告法人で、公共職業安定所長に一定の届出をした法人</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td colspan="2">雇用保険一般被保険者数が下記の要件を満たすことなどを公共職業安定所所長の確認を受けた場合 対前年比 10%、人数2人以上増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">控除額</td> <td colspan="2">増加一般被保険者数×20万円</td> </tr> <tr> <td>法人税額×20%を限度</td> <td>法人税額×10%を限度</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>対象法人</td> <td>青色申告法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td>認定事業年度において有する事業用建物等で、認定事業年度及びその認定に係る一定期間内に新築・増築等をしたもの</td> </tr> <tr> <td>償却割合</td> <td>普通償却限度額×32%</td> </tr> </table>		中小企業者等	左以外の法人	対象法人	青色申告法人で、公共職業安定所長に一定の届出をした法人		適用要件	雇用保険一般被保険者数が下記の要件を満たすことなどを公共職業安定所所長の確認を受けた場合 対前年比 10%、人数2人以上増加		控除額	増加一般被保険者数×20万円		法人税額×20%を限度	法人税額×10%を限度	対象法人	青色申告法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人	適用要件	認定事業年度において有する事業用建物等で、認定事業年度及びその認定に係る一定期間内に新築・増築等をしたもの	償却割合	普通償却限度額×32%	なし	①税額控除 平成23年4月1日～平成26年3月31日の開始事業年度 ②割増償却 平成23年4月1日～平成26年3月31日の期間
		中小企業者等	左以外の法人																						
	対象法人	青色申告法人で、公共職業安定所長に一定の届出をした法人																							
適用要件	雇用保険一般被保険者数が下記の要件を満たすことなどを公共職業安定所所長の確認を受けた場合 対前年比 10%、人数2人以上増加																								
控除額	増加一般被保険者数×20万円																								
	法人税額×20%を限度	法人税額×10%を限度																							
対象法人	青色申告法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人																								
適用要件	認定事業年度において有する事業用建物等で、認定事業年度及びその認定に係る一定期間内に新築・増築等をしたもの																								
償却割合	普通償却限度額×32%																								
研究開発の税額控除	不利	総額型(試験研究費総額に係る税額控除) 試験研究費総額×8～10% (法人税額×20%を限度) ※上乗せ型(増加、高水準)は改正なし	総額型(試験研究費総額に係る税額控除) 試験研究費総額×8～10% (法人税額×30%を限度)	平成23年度より																					
グリーン投資減税	有利	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業者等</td> <td>左以外の法人</td> </tr> <tr> <td>対象法人</td> <td colspan="2">青色申告法人</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td colspan="2">エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が認められる設備等を取得し、1年以内に事業共用する</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td colspan="2">取得価額×30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">税額控除</td> <td>取得価額×7% (法人税額×20%を限度)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能</td> </tr> </table>		中小企業者等	左以外の法人	対象法人	青色申告法人		適用要件	エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が認められる設備等を取得し、1年以内に事業共用する		特別償却	取得価額×30%		税額控除	取得価額×7% (法人税額×20%を限度)	なし	※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能		なし	平成23年4月1日～平成26年3月31日までの取得等				
	中小企業者等	左以外の法人																							
対象法人	青色申告法人																								
適用要件	エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が認められる設備等を取得し、1年以内に事業共用する																								
特別償却	取得価額×30%																								
税額控除	取得価額×7% (法人税額×20%を限度)	なし																							
	※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能																								